

第6回自治基本条例に関する小委員会会議録

日時：平成16年3月26日（金）

午前9時57分から

会場：上越市市民プラザ 第1会議室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会副議長	田村恒夫	
	安塚町	安塚町議会議員	志賀賢一	
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議員	太田修	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	欠席
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	欠席
	中郷村	中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川正尊	
	板倉町	板倉町議会議員	武藤和男	
	清里村	清里村議会副議長	中村良平	
	三和村	三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣健一	
	名立町	名立町議会副議長	秦野兵司	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市連合婦人会会長	保坂いよ子	
	安塚町	雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島敬子	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	
	大島村	大島村商工会会長	武田一也	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井純	
	柿崎町	柿崎地区区長会長	佐藤洋一	
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村主任児童委員	松縄武女	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村商工会会長	塚原登	
	板倉町	板倉町商工会事務局長	田中幹夫	欠席
	清里村	清里村商工会会長	武田和信	
	三和村	三和村合併推進協議会委員	石塚賢	
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	塚田新平	
共通	上越青年会議所直前理事長	山岸孝博		

議 題

1 審議

(1) 小委員会調査審議報告書について

2 その他

午前9時57分 開会

○山岸孝博委員長 それでは、定刻若干前でございますが、本日も出席予定の委員の方すべておそろい

になりましたので、これより第6回自治基本条例に関する小委員会を開会をいたします。

本日は、29名中26名の出席であります。上越地域合併協議会小委員会規程第6条第2項の規定により、会議は成立をしております。

今回の議事録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により、清里村の中村委員、三和村の稲垣委員、それぞれご指名をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○

1 審議 (1) 小委員会調査審議報告書について

○山岸孝博委員長 さて、本日は、お手元の資料にもあるとおり、小委員会の調査報告書というふうな形でご審議をちょうだいするというふうになっております。

この小委員会の審議の経過と結果については、委員長である私の方から協議会にご報告することになっておりますが、本日お手元の報告案について事前に配付をさせていただいて、各市町村でも協議をしていただいているということがございますが、事務局の方からこれから説明をしていただいで、皆様のご質問、そしてご了解をちょうだいした中で、30日の第9回になると思っておりますが、協議会の方で報告をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

それじゃ、まず事務局の方から説明の方をよろしくお願いいたします。

○野澤朗事務局次長 おはようございます。事務局でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はまずお手元の資料でご説明をする中で報告のイメージを皆様と共通認識を持たせていただきまして、この報告書に含まれている部分、報告書にはございませんけれども、協議の経過として附帯して協議会に報告される部分等々、お互いの認識をそろえた中で最終的な成果物としての報告書、いわゆる取りまとめいただいた文章についてお互いに確認できればというふうに思っております。

次第の下にございます小委員会調査審議報告書、これはすべての小委員会の共通の書式でございます。協議会規則におきましては、小委員会の状況等々につきましては委員長が協議会に報告するというところがございますので、協議会の代表者である木浦会長あてに山岸委員長からこの書類を出していただくということがございます。

読ませていただきますが、本小委員会が調査、審議を指定された事項について、上越地域合併協議会小委員会規程第8条の規定により下記のとおり報告しますということがございます。調査、審議を私どもゆだねられましたのは自治基本条例でございます。今回の自治基本条例につきましては合併協議と並行して行うものでございましたので、具体的に協定書に掲載する記載文案を示されることなく、議論の整理として4点の整理を受けてこちらで審議をしてみました。その際の重要なポイントといたしましては、その4点の整理の最後に引き続き上越市において制定に向けて取り組みを進めるということございましたので、その前提に立ちまして前回、前々回以来お話をしてみましたまとめとしては、引き続き制定をされる上越市に要望する形の提案書を報告することに相なったわけでございます。

調査、審議の経過のところ、2番がございます。ここにつきましては、これまでの議論の中で、村山委員等々からも、結果としての、成果物としての報告にとどまらず、やはりその中で出された議論、共通認識、そういうものを一度精査をして取りまとめたり、またそのことをみんなで共通認識を持ったり、それをまた協議会に報告をして、そのこともまた協議会全体としてもご認識をいただくということも極めて重要ではないかというご提案もいただいております。これは、私どもこの小委員会、それから地域自治組織、地域協議会の委員会同様でございますが、やはり住民自治の観点から非常に有意義な厚みのある議論をしていただいております、それぞれの委員のご指摘のとおり、この報告書一枚だけですべてをご報告というのはなかなかいささか難しい面もあるというふうにも考えるところでございます。

したがって、このやり方として、2でございますが、別紙小委員会資料及び小委員会会議録の

とおり。今省略をしております。これは、具体的に申し上げますと、これまでに事務局が皆様方にお出しをしたすべての資料及び皆様からいただきましたご意見をまとめました当然公式の会議録、加えまして皆様方がグループ協議でご議論をいただいたものをまとめましたペーパー、これらをすべて含めまして調査、審議の経過としてこの報告書に添えて協議会にはご提出をさせていただくということで、私の方としては、事務局としてはそのように考えてきょうご提案を申し上げたわけでございます。これによりまして皆様方のご議論のすべてが協議会には報告をされるわけでございますし、そのご議論の一つの結果としてこのペーパーがまとまっているというこれまでの皆様方のご議論の流れに沿った報告になるのではないかとこのように考えるところでございます。

そういう経過ではございますが、一方では会としての取りまとめも必要でございますので、3番としまして調査、審議の結果ということで、別紙のとおりということでございます。別紙につきましては、もともと前回これの土台となりますものを皆様にもお示しをし、最終的にさらに各班でご協議をいただいて、実は3月の16日付でそれぞれ委員の皆様を想定しまして各町村の担当者から資料を流させていただいてございます。最終的にまとまった方は今横に置きまして、そのとき配らせていただいた皆様方のご意見の反映についてのところで少し大事な点もございまして、改めて口頭でご説明をさせていただきます。

まず、1点でございますけれども、自治基本条例の制定の際に個別条例を、自治基本条例との整合を図ることが望ましいというのが実は自治基本条例の構成のところの記載としてございました。これは、上越市にある個別条例についても制定後時間経過したものもあり、また今改めて住民の自治に根差した基本条例を制定するに当たってやはり整合をとる必要があるということでこのような一文が入ったわけでございますけれども、このことに関係いたしまして、さすればそれぞれの13町村の条例との整合はいかがかというようなご意見が出されたわけでございます。前回のご意見では、可能であれば自治基本条例の制定の際に13町村も含めた形でそれぞれの14市町村の条例をもとに整合を図ることが望ましいという表現ができないかというご提言でありました。その意図は今申し上げたとおり、それぞれの条例のお持ちになっている精神、それぞれのまちづくりをつかさどってきた条例としてそれぞれの地域にあるべき取り決め等々をこの自治基本条例の中に落とし込む必要があるのではないかとこのご意見であったと思われま。

具体的な検討の段階で、少し問題を整理しなければならないという点がございました。それはどうということかと申しますと、個別条例、すなわち13町村の皆様方の条例を整理する時間的な時期と自治基本条例を制定する時期に多分若干のずれが生じるであろうということでございます。これは、既に皆様方の中の共通認識として、自治基本条例は14の住民がみんなで検討していく。これは、時期としては、廃置分合の申請の議決を終えて、少なくとも今の市町村単位におきまして合併を決めたという時点から相談を始めようという、これは共通認識でございます。すなわちそこから自治基本条例に対する勉強、検討の一步が始まるわけでございますけれども、柏崎市さんの例等々から学んだこととして、やはり時間をかけてじっくり議論していくべきだという、一方ではそういうお話でございました。その中で、他方13町村の条例の取り扱いがどうなるかという現実のお話を申し上げますと、13町村の条例におきましては12月31日をもちまして条例の効果がなくなるということになるわけでございます。

ここでの問題は、まず一つ、そうすれば13町村の条例、規程がなくなることが、現実の各市町村におきます住民の皆様方の生活に影響を与えないかどうか、この点は当然ながらそれぞれの個別条例を廃止する際に条例として残ります上越市の条例との整合は、これ当然図ることになるわけでございます。したがって、13町村の条例が失効する際には、必ずその失効する際に受け取ります上越市との条例の整合性はここで吟味させていただくということになります。これは、多分作業としては、早ければ9月議会、遅くても12月議会には上越市の個別条例の改正案を上越市の議会で決定をしなければならぬということになります。

前回具体的に出ておりましたのは、例えば安塚さんで景観条例をお持ちだと。景観条例で、罰則は

別にしても、壁の色をある程度制限をかけて、今までは茶色が多かった。12月31日条例が失効したと。上越市の条例で受け取るものがなければ、その日から安塚さんの壁は自由な色で塗っていいということになってしまうわけでございます。そうしますと、これまで安塚さんの方で景観を条例を設置してまでみんなで守ろうとしてきたことが、その条例の失効によって不可能になるということは、これは合併の中で本末転倒ではないかということが今回もご議論されていまして。そのような整理との関係で、自治基本条例制定の際にそういうことを自治基本条例の中に入れてほしいというお話でしたが、今私少し長く丁寧にお話ししましたけれども、13町村の条例は12月31日で失効してしまうということを考えますと、自治基本条例との検討の中でその精神を議論することは可能でございますけれども、具体的に条例を規定しているものをその自治基本条例に預けようとする空白期間が生じてしまうということになるわけでございます。したがって、今申し上げた13町村のまちづくり条例的な条例の内容につきましては、上越市が持っている条例との整合を図って、少し前の段階で整理をさせていただくということになるのかなというのが現実的な整理でございます。

ただし、また私申し上げましたけれども、だからといって自治基本条例制定のときにそれらが議論の対象にならないかということは、これは条文そのもののご議論というのはいろいろあるかと思いますが、その条例をつくったそれぞれのまちの考え方やまちづくりの考え方、これらは当然ながら自治基本条例を制定する際のご議論の対象としてどんどん意見としてお出しただいて構わないわけでございますので、ただ、条例の整理の時間的な流れの中で、文言のところにこの自治基本条例の制定の際に14市町村、すなわち失効する13町村の条例も含めたそれらの個別条例との整合を図ることが望ましいという表現は少し難しいなということで皆様にお配りした紙として整理させていただいたものでございまして、その辺の真意というものをまずはお酌み取りをいただければと思うところでございます。当然ながらこのペーパーも、協議会へご報告するペーパーとしてはつけさせていただくということでございます。

それから、ちょっと長くなって恐縮でしたが、2点目は議会の責務というのがございませんでしたけれども、議会の責務を追加すべしというご意見が多うございましたので、議会の責務を追加させていただきます。

それから、制定のあり方につきまして、やはり廃置分合の申請の議決後という始まりの時期を明記すべしというご意見でございましたので、制定のあり方のところに廃置分合の申請の議決後にはという表現にさせていただき、合併後も含めということは削除させていただいたというところでございます。

それからもう一つ、関係住民の皆様方の参加性でございます。関係住民の参加性につきましては、当初検討に参画できるようにするという言い方でございましたけれども、より参画性を明確にすべしというご意見でございます。検討に参画するというふうに修正をするということでございますが、ただこの参画については参画するというところでございますが、最終的な実施者である上越市に要望するというこれ文章でございますので、最終的に私ども合併協議会が上越市に要望する文章としては参画するでやはりとめることはなかなか難しい。でございますので、参画することが望まれるということをさせていただきました。ここは参画できるようにすることが望ましいではなくて、参画することが望まれると整理したところでございます。

その他、ここのところにつきましてはいろいろな表現でのご要望ございましたけれども、皆様方の発言のお気持ちを酌み取りますと、やはりみんなで参画してつくりたいというお気持ちと私どもは解釈をいたしまして、この文言で整理できるのではないかとということで整理をさせていただく旨であらかじめ町村あてにご連絡させていただいたところでございます。

戻りまして別紙でございますが、最終的な報告書でございますが、別紙といたしまして、自治基本条例に関する小委員会は、上越市にふさわしい自治基本制定の制定について下記のとおり議論した。小委員会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、小委員会における議論が尊重されるよう、上越市に要望することを提案するという内容でございます。これを受けて協議会で

このようにもしご了解をいただければ、当然ながらこの文章は上越地域合併協議会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。上越地域合併協議会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、上越地域合併協議会における議論が尊重されるよう、上越市に要望すると、ここはもう要望するという表現に変わりますし、小委員会というところの記述は合併協議会という記述に変えて上越市にお出しするというイメージをお持ちいただく中で最終的な取りまとめ文章をお読みいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○山岸孝博委員長 それでは、ただいま事務局の方から説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問があればちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

村山委員。

○村山尚祥委員 大潟の村山です。

いろいろ詳しい説明いただいたんで、一番最後の部分から入って申しわけないんですが、本当に今一番最後に説明されましたこれが協議会に報告されて採択されれば、文面的には小委員会が上越地域合併協議会という名称に変わるという説明の後で、そうするとその文章は上越市に要望することを提案するというところの提案するが消えるというふうな説明でしたですね。要望するでとまるんだと、その説明でした。間違いないですね。そこについて私ちょっと感じるんですけども、この合併協議会という一つの名詞として出た場合には、合併協議会には上越市の代表が、ましてや市議会の代表が加わった協議会ですから、その入った協議会の団体が要望するでとどめなくたって、提案するで構わないんじゃないかと。要望するの部分をもしろ上越市に提案するというぐらいの方になるべきじゃないかと、私はそう思うんです。

それと、せっかくの機会ですので、この文案については簡潔さで言えばこれほど簡潔にまとめた文章はないというぐらいよくできていると思います。特に私も長い間意見を言わせてもらいましたけれども、2番の条例の構成についてというところではきちっと住民自治を保障する制度の根拠となる規定という一文を入れていただきましたので、そこにすべて期待をかけたいと思うんですが、やはり並行協議として合併協議会がずっとやってきた中では、私は主議題である協議事項と同等という意味合いを持っていることからすれば、やはりきちんと要望するでとどまらない。今言ったように、報告書はこれでいいとしても、協議会の席では提案するに変えるというようなことにできないものかどうか、見解を伺いたいんですが。

○山岸孝博委員長 それでは、事務局よろしくお願いします。

○野澤朗事務局次長 私どもの整理、別に今委員がおっしゃった提案するを排除するものではございません。ただ、今関係として小委員会があり、協議会があり、上越市がある中で、また少なくとも私どもと、小委員会と協議会の中では提案するというのもう全然可能で、提案するでよろしいだろうと。今おっしゃったように、上越市も含めて議会議決を得てつくった協議会での全体の結論が提案するということであれば、これは提案するという表現でかなうものと考えております。要望、提案、お受け取りなれます上越市にとりましてそれほど重みが極めて違うというお受け取りではない。これは、どういうことかといいますと、上越市におかれても自治基本条例に向けて検討を開始する旨の今回の予算の内容もでございますので、その辺は大丈夫ではないかなというふうには思います。ただ、これ合併協議会のマターでございますので、今私可能性としてお話ししたということで、委員の方から合併協議会で取りまとめをもするというような場面でまたご発言をいただければというところでございます。

○山岸孝博委員長 村山委員、よろしいでしょうか。

その他ございませんでしょうか。

それでは、事前に各市町村の協議もしていただいているということでございますので、この報告書案のとおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次回の30日の日の第9回の協議会にて書面をもって報告をさせていただくということで、口頭でどんな内容、説明せいというふうな話になるのかというのはちょっとわかりませんが、一応私の方からきょう皆さんがご了承をいただいたこの部分と、あと資料をくっつけてご報告をさせていただきます。

2 その他

○山岸孝博委員長 それでは、最後にその他ということで、その他何かお持ちの方ございましたら、村山委員。

○村山尚祥委員 たびたび済みません。その他なんで、少しこの小委員会から外れるかもしれませんが、今ほど野澤次長から説明ありましたけども、個別条例についてですけど、個別条例についての整合性を図ることが合併後、いわゆる合併した1月1日以降なのか、それ以前なのかということが今ちょうどお話しされて、非常に大事なお話だと伺ったわけですけども、その個別条例の中で特に合併後、今ほど安塚町の壁の色の話までわかりやすい話でいただきましたが、各町村について影響のある個別条例、これは廃置分合後合併までに改正しなきゃならん分があるとした場合、それは上越市単独でやられるものなのか、それともそのことについてこういう小委員会とはまた別個に各町村議会的なもの等の整合性を図るそういった会合といいますか、具体的なものが立ち上がるとか、そういうものの内容的なものは、少し説明あったとおり、基本条例やっていたんじゃ間に合わないということなんで、事務局なり上越市の感じとしましてはどのように考えているかだけ伺いたいんですけども。

○山岸孝博委員長 事務局よろしくお願いします。

○野澤朗事務局次長 極めて重要なご質問でございます。各町村に条例がありまして、通常編入合併の場合は条例がすべて各町村が廃止されて、上越市の条例に一本化されるということでございます。それぞれの合併協議聞いておりますとかなり技術的にさっとおやりになっているような例が多いようでございますが、私もこれまでの議論もございましたし、またこの自治基本条例を制定する、また地域自治組織をつくっていく、すなわち地域に非常にバランスをとった中でまちづくりを進めていくという市長の今の考え方、それからそれに対する議会のご理解もでございます。そんなことから、各町村との条例につきましては廃置分合の議決の後、これは正式でございますが、その前からもいわゆる法務担当同士の職員の勉強会は始めさせていただき予定でございます。ただ、余りこれ廃置分合前からいいますとまたしかられますが、事務的な部分は始められる部分は始めさせていただきたいなというふうに今考えております。

方法でございますが、基本的には今委員おっしゃったように、上越市の条例をもとにそれぞれの町村で定められている内容をどうやって取り込むかという話でございますが、取り込み切れないものも当然あるかなというふうにも想定しております。そうなりますと、条例修正だけではなくて新たな条例の制定というのものもあり得るものとは思いますが、いずれにしても事実としては平成17年1月1日の時点で条例が整っていなければ行政体としてはいかがかということになりますので、これは廃置分合の申請議決を終えて正式ということになると相当厳しいスケジュールにはなると。しかも、議会の皆様方にご理解をいただいて、臨時会を開いていただくという日程があれば私も少し気が楽になるわけでございますけども、9月議会に対応しようというお話になりますとちょっとなかなか作業的には厳しいかなというふうに思っております。

もう一度整理して申し上げますと、13町村の条例につきましてはできるだけ早い時点からそれぞれの町村の担当レベルで勉強会を始めさせていただいて、廃置分合の申請後は表向きのもも含めてその作業はさせていただきたいと。ただ、最終的には立法技術といいたましようか、法務技術の問題もございまして、上越市の方で取りまとめさせていただくような形にはなるかと思いますが、そんなことも含めまして今私も各自治体に1人ずつそれらの条例の相談の窓口を設置させていただくことをこの後ご要望する予定でございます。

以上でございます。

○山岸孝博委員長 村山委員、よろしいでしょうか。

○村山尚祥委員 わかりました。まず事務局レベルで選定をされるわけですが、その場合事務局レベルの職員さんの間で整合的なものを図る内容として出てくる部分と、我々議会が自主的に本来やらんきゃならんのだけでも、事務局レベルの中で、じゃ各町村議会も自分のまちの条例の中で生かすべきもの、上越市に送るべきものを検討しろという指示なりを出されるかどうか。それこそどの町村もみんな忙しい日程ではあるけども、その作業というのもあるわけですが、その辺についてもう少し詳しい見解あったらお願いしたいなと。

○山岸孝博委員長 事務局よろしく申し上げます。

○野澤朗事務局次長 当然条例というのはそれぞれ議会がご議決をいただいて、それぞれの町村で設置されております。その条例の趣旨、精神は、町村長さんも、議会の皆様も、また住民の皆様も極めて重要なものをお持ちになりながら、システムとしては議会でご決定いただいているわけですので、今のご質問の趣旨でいきますと、各町村がそれぞれ今のご自分たちの条例を上越市の条例のここに当てはめようというところは、今村山委員おっしゃったように、議会側としてお勉強内容も含めてご意見があれば、その自治体の中でぜひお話をさせていただければと。もう一歩進めて答えを申し上げるとすれば、例えば一堂に議員の皆様方も含めたような条例の検討会というのは若干なじまないのかなと。あくまでもそれぞれの個別条例に対するそれぞれの町村の思いをその町村の条例の集約の中で私どもとの調整で発揮していただければありがたいなというふうには思っております。

○山岸孝博委員長 よろしいでしょうか。

その他ございませんでしょうか。

保坂委員。

○保坂いよ子委員 お聞きしたいんですけども、基本条例と、それから個別条例の関係なんですけれども、今お話、私もうっかりしておりまして、個別条例も後でできてもいいんじゃないかなんて思っていたんですけど、冒頭のご説明の中で、ああ、やっぱりこれは個別条例もきちっとしておかないと12月31日で失効してしまうんだ、そのためにはやっぱりその前にしとかなければいけないなという思いができたわけなんですけれども、この個別条例と基本条例というのは、これは後から基本条例というものでいいんでしょうか。

○山岸孝博委員長 はい、事務局。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

考え方としては、このように整理していただければと思います。今保坂委員がご心配になった点は、個別条例でまずは整理をさせていただいて、各町村の皆様が大事にしてきたことが、まずは普通の行政の営みの中でむだにされたり、ほごにされたりすることがないということは、個別条例で担保しなければならぬと思います。ただ、自治基本条例はまた別途皆様方のお考えもありますので、これは時間をかけてつくらせていただいた段階で当然今度は自治基本条例と個別条例との整合をまたとらなければいけない。そのときにはまさに自治基本条例が主で、個別条例は従ということはこの間もご議論いただいておりますので、その時点での自治基本条例のあり方と、例えばそういうことはまずないとは思いますが、方向性で相入れないような個別条例があれば、その時点ではその個別条例を修正するというふうにお考えいただければというふうに思っております。

○山岸孝博委員長 保坂委員。

○保坂いよ子委員 ありがとうございます。

それで、私の一番心配していることは、これ大変厳しい日程なので、その中で仕事を進めていくと何か漏れ落ちがあるんじゃないとか、いろいろ考えてしまうわけです。これが次の世代の子供たちにまで残っていく大切な上越市民の憲法に当たるといふふうに言っていながらこんなに急いでいいもんだらうかという思いもありますので、この中に、個別条例は廃置分合後大急ぎでつくられる、整合性を持たれるわけですが、また見直しをすとか、何かその条例が決められて発足するけれど

も、2年後とか1年後には見直ししてきちんとしたものにつくり上げるというような項目は入らないでいいんだろうかなという思いがあります。

○山岸孝博委員長 はい、事務局。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

保坂委員のご質問にお答えいたしますけれども、自治基本条例はこれまでの議論のとおり、急ぐことなくしっかりと時間をかけてつくっていくことになるわけでございます。しっかりとつくった自治基本条例にそぐわない個別条例があれば、その時点で修正はさせていただくということが1点。

それから、自治基本条例の中にも、多分これまでも相談してまいりましたけれども、自治のあり方というものを固定的にとらえずに、必要であれば見直しをかけることこそ重要であるというようなお話もこれまでの議論の中でもいただいております。ですから、自治基本条例そのものの中に見直し規定というのを持って進んでいくのかなということでございます。

それで、今保坂委員の中に若干もしご心配があるとするれば、個別条例を17年の1月1日にまでに整理をする流れと自治基本条例を検討する流れは切り離していただいて結構でございますので、個別条例というのはあくまで現在動いているものが合併によって住民の皆さんに不利益がこうむらないような整理、これはさせていただくと。自治基本条例の方は、まさに委員おっしゃったように末永い皆様、これからの将来の皆さんを含めた中で間違いのない上越市になるようしっかりとした条例をつくっていくという切り離しをしていただければと思うところでございます。

○山岸孝博委員長 よろしいでしょうか。

その他ございませんでしょうか。

小池委員。

○小池吉則委員 大潟の小池ですが、3番目の自治基本条例の制定の在り方について、これ何遍もくだいようでまことに申しわけないんですが、合併の理念からして住民を、市民をどう市政に参加させるかということがずっと論議されてきたわけで、最後に多くの市民の参画を求めていくという、こういうことに始まって、合併関係町村の住民が検討に参加することが望まれるという表現をされているわけですが、この関係町村の住民の参画のイメージなんかをどのように考えておられるか、その辺を少し聞いておきたいというふうに思いますが。

○山岸孝博委員長 事務局よろしく申し上げます。

○野澤朗事務局次長 これは、いろいろなイメージございますけれども、少なくとも皆様方のご議論の中で、参加する制度、参画していただく制度を制定側が用意することは、もうこれ当然のことでございます。今までのご議論の中でもう一つ大事なものは、そういう制度にこたえて、いわゆる13町村の住民の方々も進んでこの自治基本条例の制定に参画するようにしようと、これは住民の方々への望みも含めてこのような表現にしたわけでございます。

今のもう一方の具体的なご質問にお答えいたしますと、これまでの上越市のあり方でありまして、この自治基本条例の制定に当たってはどのようなやり方になるかは別にいたしまして、原則的に公募をいたしまして、公募をされた方で一つは検討を進める。公募というものはある意味では全く住民の方のご意思ですので、これすばらしい制度でございますけれども、もう一方では自治基本条例という一つの制度でございますので、その制度に非常に関係のあるような皆様方の代表の方を入れるというのも、これは考え方としてはあるかもしれませんが、ただ、原則今上越市の検討のあり方としては公募制をとっておりますので、ここは具体的な公募のあり方としてどの人数を割り振るのかとか、そこまではちょっと私今お答えできませんけれども、そういうスタイルになるんだろうと。望むべくは、今上越は例えば総合計画の委員も公募で52人でお集まりになって、総合計画をゼロからスタートして、コンサルタントではなく、市民の方がおつくりになった総合計画というのが初めて議会でお認めいただくことがありましたけれども、ぜひその参画性をこちらで制度としておつくりを申し上げて、呼びかけた際には広く13町村の住民の方からもこぞってご参加いただけるような取り組みにもまた13町村の皆様方にご努力いただければというところでございます。

○山岸孝博委員長 よろしいでしょうか。

その他ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、以上その他もないようでございますので、これにて第6回の自治基本条例に関する小委員会の方を終了させていただきたいと思いますが、6回にわたり熱心にご議論をちょうだいしまして、大変ありがとうございました。私もふなれで、皆さんにご迷惑をかけた点、多々あるかと思いますが、また合併協議会で、5月ぐらいまでであるということでございますので、皆さんと顔を合わせることを楽しみにしていきたいと、そんなふうに思っております。

ご苦労さまでございました。

午前10時40分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規程第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 上越青年会議所直前理事長

清里村議会副議長

三和村議会議会運営委員会委員長